

デュッセルドルフ日本人学校父母会会則

- 第一条** 【名称】 本会は、デュッセルドルフ日本人学校父母会と称し、本部を Niederkasseler Kirchweg 38, 40547 Düsseldorf のデュッセルドルフ日本人学校(以下日本人学校と称す)内に置く。
- 第二条** 【目的】 本会は、日本人学校在校生の父母と学校教職員、及び必要に応じて理事会との間の意見の交流を図り、連絡を密にすることにより、在校生の教育環境の向上を図る事を目的とする。
- 第三条** 【会員】 日本人学校在学生の父母を以って、本会の会員とする。
- 第四条** 【役員】 本会には次の役員を置く。
会長(1名) 副会長(1名) 書記(2名)
- 第五条** 【委員】 小学部及び中学部を通じ、その会員中より学級毎に学級委員2名を選出する。ただし役員候補者選出委員を兼ねる場合はその限りでない。任期は一年間とする。委員の任期中に欠員を生じた場合は、各学級に於いて、残留期間に対する補充委員を選出する。
- 第六条** 【委員会】 役員と全学級委員、並びに役員候補者選出委員を以って構成される委員会を全体委員会と称する。
小学部、及び中学部会は必要に応じて開く事が出来る。
委員会の開催に当たっては、学校長、教頭、担任教職員、及び必要に応じて他の教職員の出席が要請され、協議決定の場を持つ事が出来る。
- 第七条** 【役員選出・任期】 役員は別に定める付則(役員選出規定)によって選出され、全体委員会に於いて承認される。任期は一年間とする。但し、任期中において、付則第四条に該当が生じた場合は、申し出により任期を短縮することが出来る。
- 第八条** 【改正】 本会則は全会員の3分の2以上の可決を以って改正する事が出来る。

1976年 9月24日 施行
1996年 2月29日 改正施行
2005年 5月12日 改正施行
2012年 3月 1日 改正施行
2013年 2月15日 改正施行

以上